

一般社団法人 石川県医療ソーシャルワーカー協会 個人情報保護規程

(目的)

第1条 一般社団法人 石川県医療ソーシャルワーカー協会（以下、当協会とする）が有する会員の個人情報及び特定個人情報につき、適正な保護のもとでの利活用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 以下の通り用語を定義する。

- (1) 個人情報とは、当協会において正会員および賛助会員個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、住所その他の記述等により特定の個人を識別することができるものとする。
- (2) 特定個人情報とは、個人番号から識別される内容によって特定の個人を識別することができるものとする。
- (3) 個人情報管理者とは、個人情報の管理、運用に関する責任と権限を有し、定款第8条に定める当協会所定の会員名簿を作成し、管理する事務所を管轄する理事であり、代表理事が任命する。

(適用範囲)

第3条 本規程は、当協会の正会員および賛助会員個人、ならびに当協会の事業へ協力する第三者に対して適用する。

(個人情報取得の原則)

第4条 個人情報の取得は、以下の目的の為に行うものとする。

- (1) 当協会からの発送物の送付や送信などの情報伝達
- (2) 総会開催や会費請求などの会務
- (3) 入退会の届け出、会員名簿の作成などの会員管理
- (4) 定款第4条に定める当協会の事業の実施
- (5) 研修講師など当協会の事業
- (6) 自治体や関係団体が実施する事業への協力や委員の委嘱、およびその他連携活動
- (7) その他 理事会が必要と求めるもの

(特定個人番号を取り扱う事務の範囲)

第5条 当協会が個人番号を取り扱う事務の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 報酬や料金、契約金の支払調書作成事務
- (2) その他、理事会が必要と認めたもの

(個人情報を取得する場合の措置)

第6条 個人情報を取得する場合は、利用目的を書面または準ずる方法によって通知し、同意を得るものとする

(個人情報及び特定個人情報の共同利用)

第7条 個人情報及び特定個人情報を関係団体との間で共同利用する場合は、本規程第3条第4条に係る事項であることを、事前の理事会において承認するものとする。

(個人情報及び特定個人情報の目的外利用)

第8条 利用目的の範囲を超えて、個人情報及び特定個人情報を利用する場合、本規程第3条第4条第5条に掲げる事項を、事前に理事会の承認を得、議事録に記載するものとする。
尚、目的外利用の申し出者または団体は、個人情報及び特定個人情報の取り扱いを第三者

に委託する場合、その旨を申し出なければならない。

(個人情報及び特定個人情報の第三者提供)

- 第9条 個人情報及び特定個人情報は、事前に会員本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- 2 個人情報及び特定個人情報を第三者に提供する場合は、第4条ないし第5条に掲げる事項書面またはこれに準ずる方法によって通知し、第3条に掲げる会員の同意を得るものとする。
 - 3 前項に基づき個人情報及び特定個人情報を、第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者は理事会の承認を得るものとする。
 - 4 調査研究などの活動に会員名簿を利用する場合には、事前に当協会理事会で承認を得ることとする。利用を希望する者は、当協会の求めに応じて、本規程第3条第4条第5条の事項を記載した資料を提出しなければならない。尚、申し出者または団体は、個人情報及び特定個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合、その旨を申し出なければならない。また、不適当な行為があると認めるときはこれを取消すものとする。

(個人情報及び特定個人情報の安全管理対策)

- 第10条 個人情報保護管理者は、当協会が管理する個人情報及び特定個人情報の安全管理対策を講じるものとする。
- 2 個人情報に関するリスク（個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えいなど）に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講じるものとする。
 - 3 個人情報保護管理者は、当協会が管理する個人情報を管理し、利用目的を終えた個人情報及び特定個人情報の廃棄を適切な方法で行うものとする。

(規程の改廃)

- 第11条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。

附則

本規程は、2022年7月1日より施行する。